

令和元年九月

定例島根県議会議案
(条例)

参
考
資
料

目 次

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	1
-----------------------------	---

第120号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路交通法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことを理由として運転免許証の更新を受けることができなかつた者に係る手数料の新設

ア 運転免許試験手数料

区 分	手数料の額
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許	800円
普通自動車免許	800円
特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許又は牽引 ^{けん} 免許をいう。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引 ^{けん} 第2種免許	800円
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	800円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許	800円

イ 運転免許証交付手数料

区 分	手数料の額
第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	1,700円
1種類の免許に係る免許証に他の種類	1,700円に、他の種類

の免許を記載して交付に代える場合

の免許を加えるごとに

200円を加えた額

(2) 運転免許証再交付手数料の額の改定

区 分	改正前	改正後
第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	3,500円	2,250円

(3) その他規定の整備

3 施行期日

令和元年12月1日から施行する。

